

B型・C型肝炎 治療費の助成

奈良県のB型・C型肝炎治療医療費助成

対象となる治療は、インターフェロン、核酸アナログ製剤、インターフェロンγリーです。

申請には、『奈良県肝疾患に関する専門医療機関』の診断書などが必要です。ご希望の方は肝臓専門医療機関でご相談ください。なお、核酸アナログ製剤の更新手続きが簡素化されました(詳細は県庁まで)。



助成を受けたときの 自己負担額 (奈良県の場合)

世帯の市町村民税	自己負担
所得割23.5万円未満	月1万円
所得割23.5万円以上	月2万円

定期検査費用の助成

ウイルス型肝炎患者等の検査費助成：定期検査費用助成

B型・C型の慢性肝炎・肝硬変・肝がんで、医療費の助成を受けていない方は、年2回まで定期検査費用が助成されます(所得制限あり)。対象は血液検査、超音波検査(肝硬変・肝がんはCT・MRI)などで、『奈良県肝疾患に関する専門医療機関』で受けたものです。所得制限および助成の対象となるための要件があり、助成対象とならない検査もあるので、詳細やお問い合わせは県庁まで。



助成を受けたときの 検査費用 (奈良県の場合)

住民税非課税世帯	無料
市町村民税(所得割)23.5万円未満の世帯	慢性肝炎 1回2千円
	肝がん・肝硬変 1回3千円

県庁の担当課はこちら

奈良県 福祉医療部 医療政策局 疾病対策課 感染症係
☎0742-27-8612 FAX 0742-27-8262



手続きは お済みですか?



弁護士に相談すれば、「給付金」手続きだけでなく、最新の治療情報を学んだり、悩みの相談ができる仲間(患者で作る原告団)も出来ます。

B型肝炎「給付金」

過去の集団予防接種でB型肝炎に感染したキャリア・患者が対象です。無症候性キャリアの方は、さらに年4回の定期検査費用が助成されます。①生年月日が昭和16年7月2日以降で②B型肝炎ウイルスに持続感染されている方は、あきらめる前に弁護士にご相談ください。

給付金の金額

死亡	3600万円
肝硬変重度、肝がん	3600万円
肝硬変軽度	2500万円
慢性肝炎	1250万円
※各病態の発症から提訴までに20年が経過した場合、減額されます。	
無症候性キャリア	50万円
+定期検査費用等	

※いちど「対象者」と認められれば、病態が進んだときにも給付金の「差額」(追加給付)を受給できます。

ご相談は各地の弁護士へ

全国B型肝炎訴訟大阪弁護士団

☎06-6647-0300 <https://bkan-osaka.jp>

弁護士団長 長野真一郎(大阪弁護士会) **B型肝炎 大阪弁護士団** で検索



薬害肝炎(C型肝炎)「給付金」

フイブリノゲン製剤でC型肝炎に感染された、いわゆる薬害肝炎の被害者の方々が対象です。この給付を受けるためには訴訟提起が必要です。薬害肝炎全国弁護士団にご相談ください。

ご相談は各地の弁護士へ

薬害肝炎大阪弁護士団 <http://www.hcv.jp>

☎06-6315-9988 FAX 06-6315-9996

FAX相談はFAXによりご回答します。
所定の相談用紙をホームページからダウンロードできます。

